

計画変更確認申請手数料算定指針

鳥取県土木部建築課
平成 1 1 年 7 月

この指針は、計画変更確認申請を提出するときの申請手数料算定の基となる床面積の算定方法を定めるものとする。

なお、運用指針として手数料算定例を添付するが該当しない事例の場合は、個別に確認窓口にお問い合わせのこと。

- ① 床面積の増で、それに伴う柱、壁、窓等の変更は、床面積の増として計上する（面積増により壁・梁・窓等が変更になってもその部分は変更として算定しない。）こととし、直接床面積に関連しない変更に関する場合は建設省の課長通達「計画変更床面積算定準則」（以下「算定準則」という。）により影響範囲部分を対象に算定することとする。
- ② 手数料を算出するための床面積は、増築部分の床面積Aとそれ以外の変更の床面積B（算定準則により算定）は、次のように算定する。
手数料算定用床面積 = $A + B / 2$ （なお、Bは変更前の申請床面積を上限とする。）
- ③ 用途変更については、変更部分が100㎡以下の場合を対象外とする。
- ④ 室（廊下・階段を含む、以下同じ。）に関する計画変更面積（開口部の変更を除く。）は、当該室の面積を超えない。すなわち、ある室の内装・天井・壁及び開口部の変更は、室の面積に開口部の変更面積を加えたものとする。
- ⑤ 柱又は梁の変更について
 - ・ 梁は、鉛直荷重を対象に支える床の伝達を考慮し、原則として、デッキプレート等はその中心部より一方向に荷重が伝わり、RCスラブ等は、梁の交点から描いた等分線及び梁に平行な直線から作られる台形又は三角形の部分の荷重を受けるものとみなす。
 - ・ 柱は、接続する梁が負担する荷重の半分を受け持つものとする。
- ⑥ 壁の変更について
 - ・ 片側の内装の変更は、片側の室（廊下・階段を含む。）に係るものとし、耐震壁の厚みの変更等壁自体の変更は、両側の室に係る変更とみなす。
- ⑦ 建築設備の変更について
 - ・ 浄化槽の変更は、浄化槽の大きさの水平投影面積とする。
 - ・ 非常用照明設備の変更は、積算上0㎡とする。
 - ・ 排煙設備（防煙壁）の変更は、壁の変更に準ずる。